

<基本事項の決定のためのご参考>

1.商号の決定について

「株式会社」という文字を社名の前後のどちらかにつけて下さい。

「会社の名前に使える文字は、次のとおりです。

漢字 ひらがな カタカナ ローマ字(小文字・大文字)

アラビア数字(0 1 2 3 4 5 6 7 8 9)

一定の符号 「&」「'」「,」「-」「.」「・」

類似商号調査が必要な場合もあります。通常は同一住所に同一商号がなければ大丈夫ですが、不正な目的で他社と同じ商号にしたというような疑いをもたれないようにしましょう。

また、近くに私書箱センターがあるなどの場合は、一応調査しておくほうが無難ですし、住所が違って、他に同じ商号があるのはイヤだという方は調べてみましょう。

2.会社の目的の決定

事業内容を定めます。予め会社の目的として定めたこと以外の事業を行うことはできなくなりますので、将来的にするかもしれない可能性があることも含めておきましょう。

また、融通が利くよう最後に「前各号に附帯する一切の事業」という文言を入れるのが通例です。項目数はいくつでも構いません(多くても10程度が目安です)。会社の目的は漢字・ひらがな・カタカナで決めなければならない、アルファベットは用いることができませんのでご注意ください。

また、具体性、明確性が厳しくチェックされますので、抽象的な表現は厳禁です。

※記載例

1. 日用雑貨品の開発
2. 喫茶店の経営
3. 前各号に附帯する一切の事業

3. 本店所在地

例えばご自宅でもかまいません(定款に記載するのは市区郡までとなります)。

4. 広告方法

通常は、「官報に掲載」です。

他には、日刊新聞に掲載するとか(料金が安い)、電子広告(予めHPなどを作り、URLが決まっていなければならない)があります。

5. 資本金

1円でもいいことになっているとはいえ、あまり現実的ではありませんし、例えば建設業等の業種によっては許可申請にあたって最低限要求される資本金額がありますので、許認可が必要な事業を行う場合に

はその要件を満たす金額にしておく必要があります。

6. 1株あたりの金額

オススメは1万か5万。資本金を割りきりやすい金額。

7. 発行可能株式総数

将来的に発行株数を増やせる上限です。

制限はありませんが、通常は設立時の発行株数の4倍くらいが目安です。しかし、設立時の資本金が少ない場合は、1000万円分くらいを目安に株を発行できるようにしておきましょう。

例えば資本金50万で、1株あたり1万なら設立時発行株式は50株。この4倍でも200株。ちょっと少ないので1000株に。っという感じです。

8. 役員任期

任期が短いと、退任しなくても改選手続きが必要になります。面倒がないように10年とする会社が多いです。

9. 役員構成

役員には、取締役・代表取締役・監査役があります。

取締役は最低1人以上何人でもおくことができます。取締役は必ずしも株主(発起人)である必要はありません。取締役に選任された人は印鑑証明書を各人1通ご用意ください。株主(発起人)は印鑑証明書が別途必要ですので発起人かつ取締役は合計2通の印鑑証明書が必要になります。取締役が2人以上いる場合代表取締役を定めます。代表取締役は、取締役の中から取締役の多数決で選びます。取締役が1人の場合はその取締役が代表取締役になります。

代表取締役を2人以上定めることも法律では可能ですが、それぞれが代表権を持つことになりますので、法律関係が複雑になることがあり、あまりおすすめできません。

※監査役は必ずしも置く必要はありません。

10. 事業年度

個人企業の場合は1月1日から12月末日までと決められていますが、会社は事業年度を自由に設定できます。なお、会社設立の予定日が4月10日で事業年度は5月1日から翌年4月30日までなどとすると、設立後すぐに決算をしなければならなくなりますのでそのようなことがないようにしましょう。なお、事業年度終了後の一定期間内に株主総会を開催して決算を承認しなければなりません。これを定時株主総会といいます。

11. 出資者

発起人の方全員の氏名、住所を住民票に記載されている通りに記入してください。

例えば、丁目、番地などをー(ハイフン)にしないように記入します。